

14	都市整備局	「街区再編まちづくり制度」の活用促進
事業概要	<p>街区再編まちづくり制度は、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」により創設された制度の一つである。</p> <p>本制度の活用により、都心近傍に立地しながら土地の有効利用が図られていない市街地、災害に脆弱な木造住宅の密集市街地など、まちづくりの様々な課題を抱える地域において、土地所有者等の意欲を活かしながら、小規模・段階的に市街地の再編整備を進めようとするものである。</p> <p>本制度を身近な制度として広く都民やまちづくり団体等に周知を図り、民間主導のまちづくりに本制度の活用を促進することにより、個性豊かで魅力のある街並みを東京に増やしていくことを目的としている。</p>	
これまでの経過	<p>平成13年10月 「東京の新しい都市づくりビジョン」において、政策誘導型都市づくりの新たな独自ルールとして提案</p> <p>平成15年 3月 都議会第一回定例会において「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」可決・成立（3月14日公布、10月1日施行）</p> <p>平成21年 2月 「街区再編まちづくり制度活用方針」の策定</p> <p>3月 「街並み再生地区」指定の規模要件を緩和（4月1日施行）</p> <p>街並み再生地区 3地区指定 武蔵小山駅東地区（品川区）、南池袋二丁目地区（豊島区）、新宿六丁目西北地区（新宿区）</p>	
現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の活用による魅力的なまちづくりを推進するため、「街並み再生地区」の指定の規模要件を緩和するとともに、区市町村における制度の活用促進及び円滑な活用に向けて「街区再編まちづくり制度活用方針」を定めた。これらを踏まえ、区市町村とともに街並み再生地区の指定へ向けた調整を進めている。 ・武蔵小山駅東地区については、平成17年6月に、新宿六丁目西北地区については、平成19年8月に、南池袋二丁目地区については、平成21年7月に、それぞれ地区計画の都市計画決定を行い、順次事業化を図っている。 	
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定から5年が経過し、平成20年度にかけて制度の活用促進に向けた取組を行ってきた。 ・これらの取組を踏まえ、都市開発諸制度や地区計画等の活用とともに、街並み再生地区の指定に向けて区市町村と調整を図るなど、地域の魅力的なまちづくりを促進していく。 	
問い合わせ先	都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課	電話 03-5388-3261